

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等  
を定める規則

〔平成29年2月17日〕  
規則第1号

(趣旨)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、別表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

(補則)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

北播磨総合医療センター企業団企業長	企業長が任命する職員
北播磨総合医療センター企業団議会の議長	議会の議長が任命する職員
北播磨総合医療センター企業団代表監査委員	代表監査委員が任命する職員